

第 38 回霧島市環境対策審議会 会議要旨

1 日 時

平成 28 年 12 月 21 日（水） 10：00～11：00

2 場 所

霧島市国分シビックセンター 行政棟 3 階 庁議室

3 出席者

委 員：平田登基男、辻由紀子、濱川浩哉、田中セツ子、湯之原義弘
窪田悦子、徳永昭男、坂本謙太郎、前之園達朗、木佐木宏一

事務局：前田市長、小野部長、中馬課長、宝徳 G 長、松元 G 長
唐鎌サブリーダー、山本サブリーダー、川畑主任主事

4 議 題

霧島市水資源保全条例（案）について

5 議事要旨

霧島市水資源保全条例（案）については以下のとおり。

- ・前文と第 3 条の基本理念のところに「回復のための取組」という文言があるが、具体的にはどのようなことを想定しているか。
⇒枯渇、水質の悪化等に対し、市が主体的となり、市民・業者等の連携を図り、健全な状態に戻す取組を推進していくという意味合いです。
- ・市の責務について「措置を講ずるように努めなければならない」とあるが、一般的に市民条例等でよく使われる文言であり、他の責務と同様、今回の場合は、「努めるものとする」としたほうが自然では。
⇒改めていきたい。
- ・立入調査について「市長は、～必要な調査を実施させることができるものとする」を「実施することができるものとする」としたほうが重みがあるのでは。
⇒検討して改めていきたい。

- ・公表について、具体的にはどのような手法で公表するのか。
⇒掲示板への文書掲示による公表を考えている。

- ・第9条の届出の免責のところ、1日あたりの水資源採取量が10 m³未満となっているが、根拠を示してください。
⇒一般家庭の25mmの水道管での水道使用量が、最大で月に300 m³となっており、日割しますと10 m³となります。

- ・届出を行った業者の一覧は閲覧できるのか。
⇒現時点で公表は考えていないが、今後前向きに検討していきたい。

- ・この条例については、特に意見を付さずに原案のとおり答申することとしてよろしいか。
⇒異議なし。

6 答 申

審議した結果、妥当であると認める。